

南筑地区

- 一、東宮永村支部 藤吉峰君外五名は地主小野隆樹に昭和六年の小作米五割をマケロと要求し、麦家財華の差押へに服せず戦つてゐたが、昭和七年七月二日第一回の衆論が柳河正裁判所に於て開廷せられた事になつたので、同日は大和支部から三十余名の代表をうけ、地主の代理人沖井護士に、訴訟を取下せよ、差押をとり、小作米を五割マケロと抗議したのを、訴訟は終ひに休止した。尚ほ十月二日の藤吉峰君の麦二十俵（見積額六十四円余）の競賣には、大和村支部から五十余名の代表により、僅か八月で組合に競落し大勝利を得た。尚ほ休止となつた訴訟も時効によつて、取下げた同様となつた。
- 二、大和村四垣明に昨八年六月二十七名の組織が出来、地主木下永次郎の大正九年の小作米請求に對抗して戦つてゐる。
- 三、井地区

- 一、荒後川改修工事土地引上反対斗争には、村民大会等によつて斗争を大衆的に展開し、土月土日は二百余名の自警車隊を組織して、内務所久苗米土木出張所に押しかけ、反三百円の補償をせよと、勇力敢に斗争してゐたが、二月事件によつて、組合幹部の多くは検束されたので、その間、充分に斗争することが出来なかつたが、それにもかわりず、ソブレル土地の換地として、現在の川を埋め耕地にして、魚價で押ひ下す。
- 一、産々毎半乃至三ヶ半の小作料を免除する。
- 二、反に六十円の補償を出す。工事に優先権を認めて使用する。
- 三、大城村の農救土木事業によつて、道路が作られ、田のソブレの補償として一反に百円と三十内のまの損害を役場に出させた。

43

朝倉地区

- 一、三輪村支部員 木林善三郎君外四十四名、上秋月支部有田幸太郎君外五名は昭和七年の小作米を三割五分マケロと、甘木町地主具島又二郎外六十名、上秋月地主井上丈太郎外八名に要求してゐたところ、地主等は、直ちに地主組合を組織し、小作米はマケ又、三十六町歩の土地を返せと九月二十九日訴訟を起し、更らに十二月四日には、木林善三郎君外八名の親戚財主差押へたが、組合員の結束を堅めてゐる。
- 二、昭和八年度小作米減免支部は
- 三、奈木支部では未組織農民七十余名と共に二割以上三割五分で解決

夜須村支部では二割五分で解決

筑紫地区

- 一、水城村支部カ九重吾外四名と地主陶山四郎との小作米請求土地引上の訴訟は、九月三十日九月三十日に次の如く解決した。
- 菊武待造 三十六俵マケ又 八年賦、カ九重吉 四十五俵マケ又 三十八年賦
- カ九重吉 九俵マケ又 三年賦、吉崎岩次郎 二十俵マケ又 十年賦
- カ九重三郎 七俵マケ又 三年賦
- 尚ほ従来通り小作せしむ。
- 二、山口村支部 谷長太郎君は地主米岡卯三吉より、昭和七年度不且米七俵の差押を十月六日にうけたが、全組合員は、基金の積立て、本年度小作米三割五分減の要求を決め、逆襲的斗争に打ち上つてゐる。
- 三、同支部 谷百太郎君は三年間土地問題に於て地主と争つてゐたが、八年三月十五日次の如く解決
- (4) 三段三畝十五歩の換地三段一畝を取る。